

# 企画環境委員会会議記録（第3号）

令和5年 7月 4日

福島県議会

## 1 日時

令和5年 7月 4日 (火曜)

午前 10時58分 開議

午前 11時 5分 閉会

## 2 場所

企画環境委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」(第1号及び第2号に添付)のとおり

## 4 出席委員

委員長 高宮 光 敏

副委員長 佐藤 郁 雄

委員 青木 稔

委員 宮下 雅 志

委員 円谷 健 市

委員 紺野 長 人

委員 星 公 正

委員 吉田 英 策

委員 伊藤 達 也

委員 佐々木 恵 寿

## 5 議事の経過概要

(午前 10時58分 開議)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開く。

これより本委員会に付託された知事提出議案3件を一括議題とする。

既に付託議案に対する質疑は終結しているので、これより議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

初めに、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第1号のうち本委員会所管分及び同第22号のうち本委員会所管分、以上2件は、一括原案のとおり可決または承認すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外1件は、いずれも原案のとおり可決または承認すべきものと決定した。

次に、知事提出議案第20号を採決する。

お諮りする。

知事提出議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、知事提出議案第20号は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された議員提出議案6件を一括議題とする。

初めに、議員提出議案第196号については、先日の委員会で可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

議員提出議案第196号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、議員提出議案第196号は採決することとする。

お諮りする。

議員提出議案第196号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立総員。よって、議員提出議案第196号は、原案のとおり可決すべきものと決

定した。

次に、議員提出継続審査議案第165号及び同第185号については、先日の委員会で可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

継続審査議案第165号及び同第185号、以上2件は、一括原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、継続審査議案第165号外1件は、いずれも否決すべきものと決定した。

次に、継続審査議案第154号については、先日の委員会で可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

継続審査議案第154号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、継続審査議案第154号は、否決すべきものと決定した。

次に、継続審査議案第186号については、先日の委員会で可決、否決と意見が分かれたので、直ちに採決する。

お諮りする。

継続審査議案第186号は、原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、継続審査議案第186号は、否決すべきものと決定した。

次に、議員提出議案第195号については、先日の委員会で可決、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

議員提出議案第195号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、議員提出議案第195号は、継続審査すべきものと決定した。

次に、本委員会に付託された請願2件を一括議題とする。

初めに、継続請願146号については、先ほど否決すべきと決定した議員提出継続審査議案第186号と関連する請願である。

お諮りする。

継続請願146号は、採択すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立少数。よって、継続請願146号は、不採択とすべきものと決定した。

次に、新規請願154号については、先日の委員会で採択、継続と意見が分かれたので、まず継続審査について諮る。

新規請願154号は、継続審査すべきものと決するに賛成の各位の起立を求める。

(賛成者起立)

高宮光敏委員長

起立多数。よって、新規請願154号は、継続審査すべきものと決定した。

次に、議会閉会中の継続調査事件について諮る。

- ・地域振興対策について
- ・エネルギー対策について
- ・避難者支援について
- ・環境回復・保全対策について
- ・原子力損害賠償について
- ・県民生活の安定向上について
- ・文化スポーツ振興対策について

以上の7件については、なお慎重に調査する必要があると認められるので、閉会中も継続調査することとし、この旨議長に申し出ることとして異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

なお、委員長報告の作成は私に一任願う。

以上で全部の議事を終了した。

これをもって、6月定例会における企画環境委員会を閉会する。

(午前 11時 5分 閉会)